

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

岩手県災害対策本部長

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令

岩手県災害対策本部規程（平成8年岩手県災害対策本部長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(配備体制) 第27条 本部の配備体制の区分、配備基準及び配備職員の範囲は、次のとおりとする。				(配備体制) 第27条 本部の配備体制の区分、配備基準及び配備職員の範囲は、次のとおりとする。			
区 分		配備基準		区 分		配備基準	
配備職員の範囲		配備職員の範囲		配備職員の範囲		配備職員の範囲	
(1) 指定職員配備 (1号) 体制 (以下「指定職員配備体制」という。)	本部	ア～オ [略] カ 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合	[略]	(1) 指定職員配備 (1号) 体制 (以下「指定職員配備体制」という。)	本部	ア～オ [略] カ 岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合	[略]
	広域	ア～オ [略]	[略]		広域	ア～オ [略]	[略]
	支部及び地方支部	カ 所管区域内の火山（岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 キ 所管区域内の火山（八幡平又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合	[略]		支部及び地方支部	カ 所管区域内の火山（岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 キ 所管区域内の火山（八幡平に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合	[略]
(2) 主査以上配備 (2号)	本部	ア～エ [略] オ 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レ	[略]	(2) 主査以上配備 (2号)	本部	ア～エ [略] オ 岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴	[略]

) 体制 (以下 「主査 以上配 備体制 」とい う。)		ベル5が発表された場合 カ・キ [略]	
	広域 支部 及び 地方 支部	ア～エ [略] オ 所管区域内の火山(岩手 山又は秋田駒ヶ岳に限る。)に噴火警報(居住地域) 又は噴火警報のうち噴火警 戒レベル5が発表された場 合 カ・キ [略]	[略]
[略]			

2 [略]

別表第1 (第5条関係)

本部に置く部並びに部長及び次長

部	部長に充てる職	次長に充てる職
[略]		
出納部	[略]	出納局会計指導監
[略]		

別表第2 (第6条、第7条関係)

本部の部に置く課等、課等の長及び主な担当業務

部	課 等	課等の長に充 てる職	主な担当業務
[略]			
総務 部	総務室	[略]	部内各課等の統括に関す ること。 <u>公立大学法人岩手県立大 学の被害調査及び応急対 策に関すること。</u>
	[略]		
	財政課	[略]	
	法務学事 課	法務学事課総 括課長	<u>文書の收受及び発送に関 すること。</u> <u>私立学校の被害調査及び 応急対策に関すること。</u>

) 体制 (以下 「主査 以上配 備体制 」とい う。)		火警戒レベル5が発表され た場合 カ・キ [略]	
	広域 支部 及び 地方 支部	ア～エ [略] オ 所管区域内の火山(岩手 山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山 に限る。)に噴火警報(居 住地域)又は噴火警報のう ち噴火警戒レベル5が発表 された場合 カ・キ [略]	[略]
[略]			

2 [略]

別表第1 (第5条関係)

本部に置く部並びに部長及び次長

部	部長に充てる職	次長に充てる職
[略]		
出納部	[略]	出納局副局長
[略]		

別表第2 (第6条、第7条関係)

本部の部に置く課等、課等の長及び主な担当業務

部	課 等	課等の長に充 てる職	主な担当業務
[略]			
総務 部	総務室	[略]	部内各課等の統括に関す ること。 <u>災害応急対策に必要な法 令の解釈及び運用の支援 に関すること。</u> <u>文書の收受及び発送に関 すること。</u>
	[略]		
	財政課	[略]	

			災害応急対策に必要な法令の解釈及び運用の支援に関すること。
	税務課	[略]	
	[略]		
政策	[略]		
地域部	調査統計課	[略]	
	情報政策課	情報政策課総括課長	通信関係の被害調査及び応急対策に関すること。
	地域振興室	[略]	
	科学 I L C 推進室	科学 I L C 推進室長	大学等研究機関からの支援の申出等の受け入れに関すること。 他課等に対する応援に関すること。
	[略]		
	三陸防災復興プロジェクト2019推進室	[略]	
	[略]		
環境	[略]		
生活部	県民くらしの安全課	[略]	[略] 水道及び給水車による水の供給並びに井戸の使用

	行政経営推進課	行政経営推進課総括課長	他課等に対する応援に関すること。
	税務課	[略]	
	[略]		
政策	[略]		
地域部	調査統計課	[略]	
	学事振興課	学事振興課総括課長	公立大学法人岩手県立大学の被害調査及び応急対策に関すること。 私立学校の被害調査及び応急対策に関すること。
	地域振興室	[略]	
	I L C 推進室	I L C 推進室長	他課等に対する応援に関すること。
	[略]		
	三陸防災復興プロジェクト2019推進室	[略]	
	科学・情報政策室	科学・情報政策室長	大学等研究機関からの支援の申出等の受け入れに関すること。 通信関係の被害調査及び応急対策に関すること。
	[略]		
環境	[略]		
生活部	県民くらしの安全課	[略]	[略] 水道及び給水車による水の供給並びに井戸の使用

			に係る指導に関すること。 衛生施設（火葬場、墓地、死亡獣畜取扱場及びと畜場に限る。）の被害調査及び応急対策に関すること。 [略]
	[略]		
	若者女性協働推進室	[略]	[略] 特定非営利活動を行う団体による支援の受入れの連絡調整に関すること。 [略]
	[略]		
商工労働観光部	[略]		
	雇用対策・労働室	雇用対策・労働室長	[略]
	[略]		
農林水産部	[略]		
	畜産課	[略]	広域農業開発事業により造成された施設の被害調査及び応急対策に関すること。 [略]
	[略]		
	[略]		
復興部	復興推進課	[略]	
	まちづくり再生課	まちづくり再生課総括課長	他課等に対する応援に関すること。
	産業再生課	産業再生課総括課長	他課等に対する応援に関すること。
	生活再建課	[略]	

			に係る指導に関すること。 <u>災害における応援協定に基づく飲料の確保に関すること。</u> 衛生施設（火葬場、墓地、死亡獣畜取扱場及びと畜場に限る。）の被害調査及び応急対策に関すること。 [略]
	[略]		
	若者女性協働推進室	[略]	[略] 非営利活動を行う団体による支援の受入れの連絡調整に関すること。 [略]
	[略]		
商工労働観光部	[略]		
	定住推進・雇用労働室	定住推進・雇用労働室長	[略]
	[略]		
農林水産部	[略]		
	畜産課	[略]	国庫事業により整備された施設の被害調査及び応急対策に関すること。 [略]
	[略]		
	[略]		
復興部	復興推進課	[略]	
	まちづくり・産業再生課	まちづくり・産業再生課総括課長	他課等に対する応援に関すること。
	生活再建課	[略]	
	震災津波	震災津波伝承	他課等に対する応援に関すること。

出納部	出納局	出納局会計指導監	<u>応急対策に要する経費の支出に関すること。</u> <u>災害見舞金及び寄付金の出納保管に関すること。</u> <u>他課等に対する応援に関すること。</u>
[略]			
教育部	[略]		
	保健体育課	[略]	[略] 被災学校における感染症発生状況調査及び保健管理並びに保健指導に関すること。 [略]
[略]			

[略]

別表第5（第15条、第17条関係）

地方支部の名称等

名称	所管区域	構成機関又は組織
岩手県災害対策本部盛岡地方支部	[略]	盛岡広域振興局 岩手県中央家畜保健衛生所 北上川上流流域下水道事務所 岩手県立中央病院 盛岡教育事務所 岩手県立盛岡第一高等学校 岩手県立盛岡第二高等学校 岩手県立盛岡第三高等学校 岩手県立盛岡第四高等学校 岩手県立盛岡北高等学校 岩手県立盛岡南高等学校 岩手県立不来方高等学校 岩手県立杜陵高等学校 岩手県立盛岡農業高等学校 岩手県立盛岡工業高等学校 岩手県立盛岡商業高等学校 岩手県立沼宮内高等学校 岩手県立葛巻高等学校 岩手県立平館高等学校 岩手県立雫石高等学校 岩手県立紫波総合高等学校 岩手県立盛岡視覚支援学校 岩手県立盛岡聴覚支援学

出納部	伝承課 出納局総務課 出納局会計課	課総括課長 出納局総務課総括課長 出納局会計課総括課長	<u>すること。</u> <u>他課等に対する応援に関すること。</u> <u>応急対策に要する経費の支出に関すること。</u> <u>災害見舞金及び寄付金の出納保管に関すること。</u> <u>他課等に対する応援に関すること。</u>
[略]			
教育部	[略]		
	保健体育課	[略]	[略] 被災学校における感染症発生状況調査、保健管理及び保健指導に関すること。 [略]
[略]			

[略]

別表第5（第15条、第17条関係）

地方支部の名称等

名称	所管区域	構成機関又は組織
岩手県災害対策本部盛岡地方支部	[略]	盛岡広域振興局 岩手県中央家畜保健衛生所 北上川上流流域下水道事務所 岩手県立中央病院 盛岡教育事務所 岩手県立盛岡第一高等学校 岩手県立盛岡第二高等学校 岩手県立盛岡第三高等学校 岩手県立盛岡第四高等学校 岩手県立盛岡北高等学校 岩手県立盛岡南高等学校 岩手県立不来方高等学校 岩手県立杜陵高等学校 岩手県立盛岡農業高等学校 岩手県立盛岡工業高等学校 岩手県立盛岡商業高等学校 岩手県立沼宮内高等学校 岩手県立葛巻高等学校 岩手県立平館高等学校 岩手県立雫石高等学校 岩手県立紫波総合高等学校 岩手県立盛岡視覚支援学校 岩手県立盛岡聴覚支援学

	校 岩手県立盛岡となん支援学校 岩手県立盛岡青松支援学校 岩手県立盛岡峰南高等支援学校 岩手県立盛岡みたけ支援学校 岩手県盛岡東警察署 岩手県盛岡西警察署 岩手県岩手警察署 岩手県紫波警察署
[略]	

別表第8（第27条関係）

指定職員配備体制に当たる課等及び公所

区 分	部及び班	指定職員配備体制に当たる課等及び公所
本部	[略]	
	総務部	総務室 <u>法務学事課</u> 管財課 総合防災室
	政策地域部	政策推進室 <u>情報政策課</u> 地域振興室 交通政策室
	[略]	
[略]		

	校 岩手県立盛岡となん支援学校 岩手県立盛岡青松支援学校 岩手県立盛岡峰南高等支援学校 岩手県立盛岡みたけ支援学校 <u>岩手県立盛岡ひがし支援学校</u> 岩手県盛岡東警察署 岩手県盛岡西警察署 岩手県岩手警察署 岩手県紫波警察署
[略]	

別表第8（第27条関係）

指定職員配備体制に当たる課等及び公所

区 分	部及び班	指定職員配備体制に当たる課等及び公所
本部	[略]	
	総務部	総務室 管財課 総合防災室
	政策地域部	政策推進室 地域振興室 交通政策室 <u>科学・情報政策室</u>
	[略]	
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。